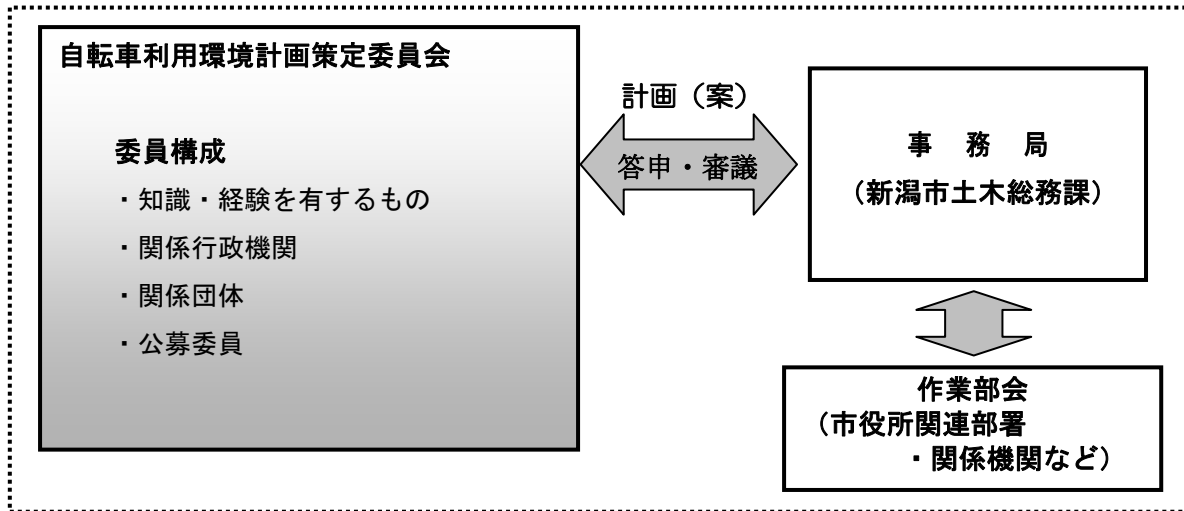


参考資料

(1)新潟市自転車利用環境計画策定委員会

1)新潟市自転車利用環境計画策定委員会の設置

自転車利用環境計画の策定に向けて、「新潟市自転車利用環境計画策定委員会」を設置し、以下の策定体系とする。



2)新潟市自転車利用環境計画策定委員会の構成員

新潟市自転車利用環境計画策定委員会は、以下の委員により構成する。

区分	現職等	氏名	備考
知識・経験を有するもの	新潟大学工学部建設学科 准教授	委員長 岩佐 明彦 いわさ あきひこ	・水と土の芸術祭を題材に自転車走行ルートの研究（研究室）
	茨城大学工学部都市交通システム工学科 教授	金 利昭 きん としあき	・自転車空間研究小委員会（土木学会土木計画学研究委員会） 幹事長
	NPO 法人 自転車活用推進研究会 事務局長	小林 成基 こばやし しげき	・都市交通としての自転車利用活用推進研究会（社）日本交通計画協会） 委員 ・にいがた市民大学講座「自転車の”みち”をつくろう」講師(H20 年度)
	「自転車のまち”新潟”」の会 会長	岩間 正吉 いわま まさよし	・にいがた市民大学講座の市民企画講座として、「自転車の”みち”をつくろう」を提案 ・上記受講者を中心に「自転車のまち”新潟”」の会を設立
	株式会社サイクルシティにいがた 取締役	高橋 正良 たかはし まさよし	・レンタサイクル研究会 事務局 メンバー ・新潟市自転車を活用したまちづくり推進協議会 メンバー
	NPO 法人 越のみちネットワーク女性会議 副理事長	栗山 靖子 くりやま やすこ	・安全・安心の心豊かなくらしづくり・まちづくり・みちづくりをテーマに活動するNPO法人 ・新潟市の自転車利用を考える懇談会（H20 新潟国道事務所）委員
関係行政機関	国土交通省北陸地方整備局 新潟国道事務所 事務所長	田中 倫英 たなか ともひで	
	新潟県警察本部 交通部 交通規制課 課長	平田 英司 ひらた えいじ	
関係団体（公共交通機関）	東日本旅客鉄道(株)新潟支社総務部企画室 室長	西田 聡 にしだ さとし	
	新潟交通株式会社乗合バス部指導課 課長	和田 徹 わだ とおる	
公募委員		幸田 健太 こうだ けんた	
		清野 みよ子 せいの みよこ	

3)新潟市自転車利用環境計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 市民に身近な乗り物である自転車の利用環境を整備し、自転車利用の利便性の高い快適で安全な自転車利用環境計画を策定するため、委員会の設置と審議に必要な事項を定める。

(委員会の審議事項)

第2条 委員会は、事務局の計画案について審議し、自転車利用環境計画を策定する。

(委員会の名称)

第3条 この委員会は、新潟市自転車利用環境計画策定委員会（以下「委員会」という。）という。

(委員及び組織)

第4条 委員会は、20人以内を持って組織し、知識経験を有する者、市民及び関係行政機関等で構成し、その構成は別表1のとおりとする。

2 委員会の委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を1名置き、委員の互選により定める。

2 委員長は委員会を代表し、審議を処理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務に当る。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、土木部土木総務課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成21年7月28日から施行する。

別表1 新潟市自転車利用環境計画策定委員構成

知識・経験を有するもの	6名程度
関係行政機関	2名程度
関係団体（公共交通機関）	2名程度
公募委員	男性1名、女性1名

(2)新潟市自転車利用環境計画の策定経過

新潟市自転車利用環境計画の策定経緯を以下に示す。

年月日	会議名・調査名	議事内容、調査内容
平成 21 年 7 月 14 日 平成 21 年 7 月 25 日	駐輪場利用状況及び路上駐輪調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地の駐輪場利用台数 ・ 中心市街地の路上駐輪台数
平成 21 年 9 月 16 日	J R 各駅別の駐輪場利用状況及び路上駐輪調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ J R 各駅の駐輪場利用台数 ・ J R 各駅の路上駐輪台数
平成 21 年 10 月 2 日～ 平成 21 年 10 月 5 日	市民アンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自転車利用状況に関するアンケート
平成 21 年 9 月 1 日	第 1 回自転車利用環境計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画概要とスケジュール ・ 新潟市における自転車利用の現状とこれまでの取り組み ・ 自転車利用環境計画の策定方針
平成 21 年 11 月 24 日	第 2 回自転車利用環境計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画（素案）の方向性の確認（走行計画、駐輪計画、放置自転車対策計画、啓発計画）
平成 22 年 1 月 8 日～ 平成 22 年 2 月 8 日	パブリックコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新潟市自転車利用環境計画（案）に対する意見募集
平成 22 年 1 月 26 日～ 平成 22 年 1 月 27 日	新潟市自転車利用環境計画策定委員会 有識者懇談会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画の進め方 ・ 具体的な整備方針
平成 22 年 3 月 1 日	第 3 回自転車利用環境計画策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの意見書集計結果 ・ 新潟市自転車利用環境計画(案)

(3)新潟市自転車等放置防止条例

平成 5 年 7 月 5 日
条例第 24 号

(目的)

第 1 条 この条例は、公共の場所における自転車及び原動機付自転車(以下「自転車等」という。)の放置を防止することにより、市民の生活環境の保全と都市機能の維持を図り、もって良好な都市環境の形成に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条第 1 項第 11 号の 2 に規定する自転車をいう。
- (2) 原動機付自転車 道路交通法第 2 条第 1 項第 10 号に規定する原動機付自転車をいう。
- (3) 放置 公共の場所において、自転車等の利用者が、当該自転車等を離れて直ちにこれを移動することができない状態にあることをいう。
- (4) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。
- (5) 公共の場所 道路、公園、駅前広場その他公共の用に供する場所で、自転車等駐車場以外の場所をいう。

(市長の責務)

第 3 条 市長は、この条例の目的を達成するため、自転車等の放置の防止に関し必要な施策を策定し、その実施に努めなければならない。

(自転車等の利用者の責務)

第 4 条 自転車等の利用者は、公共の場所に自転車等を放置しないように努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(鉄道事業者等の責務)

第 5 条 鉄道事業者、一般乗合旅客自動車運送事業者及び軌道経営者(以下「鉄道事業者等」という。)は、旅客の利便に供するため、自転車等駐車場を設置するよう努めなければならない。

2 鉄道事業者等は、市長が自転車等駐車場を設置するに当たってその用地を提供する等市長が実施する施策に協力しなければならない。

(施設の設置者の責務)

第 6 条 官公署、学校、図書館等公益的施設の設置者及び百貨店、スーパーマーケット、銀行、遊技場等自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設の設置者は、当該施設の利用者のために必要な自転車等駐車場を当該施設若しくはその敷地内又はその周辺に設置するよう努めるとともに、市長が実施する施策に協力しなければならない。

(放置禁止区域の指定等)

第 7 条 市長は、自転車等の放置により市民の良好な生活環境が著しく阻害されていると認められる公共の場所を自転車等放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)として指定することができる。

2 市長は、前項の規定により放置禁止区域を指定したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示しなければならない。

3 市長は、必要があると認める場合は、放置禁止区域の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。

4 前項の規定により放置禁止区域の指定を解除するときは、その旨を告示し、その区域を変更するときは第 2 項の規定を準用する。

(自転車等の放置の禁止)

第 8 条 自転車等の利用者は、放置禁止区域内に自転車等を放置してはならない。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(自転車等の放置に対する措置)

第 9 条 市長は、放置禁止区域内に自転車等が放置されているときは、当該自転車等の利用者に対し、当該自転車等を自転車等駐車場その他適当な場所に移動するよう命ずることができる。

2 市長は、放置禁止区域内に放置されている自転車等を撤去し、保管することができる。

第 10 条 市長は、放置禁止区域外の公共の場所においても市民の良好な生活環境を確保するため必要があると認める場合は、自転車等の利用者に対し、当該場所に自転車等を放置しないよう指導することができる。

2 市長は、自転車等の利用者が前項の指導にもかかわらず相当の期間自転車等を放置しているときは、当該自転車等を撤去し、保管することができる。

(保管した自転車等の措置)

第 11 条 市長は、第 9 条第 2 項又は前条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したときは、規則で定めるところにより、その旨を告示するとともに、当該自転車等の利用者又は所有者(以下「利用者等」という。)に当該自転車等を返還するため必要な措置を講じなければならない。

2 市長は、前項の規定による措置を講じたにもかかわらず、なお引き取りがない自転車等があるときは、当該自転車等を処分することができる。

(費用の徴収)

第 12 条 市長は、第 9 条第 2 項又は第 10 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し、保管したときは、自転車 1 台につき 1,000 円、原動機付自転車 1 台につき 1,500 円を当該自転車等を返還するときに利用者等から徴収するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、この限りでない。

(委任)

第 13 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 5 年 8 月 1 日から施行する。ただし、第 9 条から第 12 条までの規定は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

(平 12 条例 75・旧附則・一部改正)

(黒埼町の編入に伴う特例)

2 黒埼町の編入の日から平成 13 年 6 月 30 日までの間、旧黒埼町区域で撤去した自転車等については、第 12 条の規定にかかわらず、利用者等から費用は徴収しない。

(平 12 条例 75・追加)

(合併に伴う特例)

3 新津市及び西川町の編入の前日に新津市自転車等放置防止条例(平成 13 年新津市条例第 10 号)又は西川町自転車等の駐車秩序の確立に関する条例(平成 13 年西川町条例第 24 号)の規定によりなされた自転車等の放置(自転車等の駐車場又は駐輪場における放置を除く。)に係る処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平 16 条例 126・追加)

4 平成 17 年 9 月 20 日までの間に、編入前の白根市、豊栄市、小須戸町、横越町、亀田町、岩室村、味方村、潟東村、月潟村及び中之口村の区域内で撤去した自転車等については、第 12 条の規定にかかわらず、利用者等から費用は徴収しない。

(平 16 条例 126・追加)

(巻町の編入に伴う特例)

5 平成 18 年 4 月 9 日までの間に、編入前の巻町の区域内で撤去した自転車等については、第 12 条の規定にかかわらず、利用者等から費用は徴収しない。

(平 17 条例 108・追加)

附 則(平成 12 年条例第 75 号)

この条例は、平成 13 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 16 年条例第 126 号)

この条例は、平成 17 年 3 月 21 日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 108 号)

この条例は、平成 17 年 10 月 10 日から施行する。

(4)新潟市自転車等の附置に関する条例

平成19年3月26日

条例第6号

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律（昭和55年法律第87号。以下「法」という。）第5条第4項の規定に基づき、自転車等の大量の駐車需要を生じさせる施設における自転車等駐車場の設置及び管理について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 自転車等 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車及び同項第11号の2に規定する自転車をいう。

(2) 自転車等駐車場 一定の区画を限って設置される自転車等の駐車のための施設をいう。

(指定区域)

第3条 法第5条第4項の条例で定める区域（以下「指定区域」という。）は、次に掲げる区域とする。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域及び商業地域（以下「商業地域等」という。）

(2) 新潟市自転車等放置防止条例（平成5年新潟市条例第24号）第7条の規定により指定された自転車等放置禁止区域（以下単に「自転車等放置禁止区域」という。）の道路に接する敷地

(施設の新築の場合の自転車等駐車場の設置)

第4条 指定区域内において、別表（ア）欄の用途に供する施設で同表（イ）欄の規模のものを新築しようとする者は、同表（ウ）欄により算定した規模以上の規模を有する自転車等駐車場を当該施設若しくはその敷地内又は当該施設の敷地に到達するために歩行する距離がおおむね50メートル以内である場所に設置しなければならない。

2 別表（ア）欄の施設の用途の範囲並びに同表（イ）欄及び（ウ）欄の施設面積の算定方法は、規則で定める。

3 自転車等駐車場の駐車台数1台の面積は、規則で定める。

(混合用途施設に係る自転車等駐車場の規模)

第5条 別表（ア）欄の2以上の用途に供する施設（以下「混合用途施設」という。）の新築については、当該用途ごとに同表（ウ）欄により算定した自転車等駐車場の規模の合計が20台以上である場合に、その合計した自転車等駐車場の規模を同欄により算定

した自転車等駐車場の規模とみなして、前条の規定を適用する。

(大規模施設に係る自転車等駐車場の規模)

第6条 施設面積が5,000平方メートルを超える施設(混合用途施設を除く。)を新築する場合は、第4条の規定にかかわらず、施設面積が5,000平方メートルまでの部分について別表(ウ)欄により算定した自転車等駐車場の規模に、施設面積が5,000平方メートルを超える部分について同欄により算定した自転車等駐車場の規模に2分の1を乗じて得た規模を加えた規模をもって、同欄により算定した自転車等駐車場の規模とする。

2 混合用途施設で各用途の施設面積の合計(以下この項において「合計面積」という。)が5,000平方メートルを超えるものの新築をする場合は、前条の規定にかかわらず、合計面積のうち5,000平方メートルまでの部分における各用途の施設面積の割合と、合計面積のうち5,000平方メートルを超える部分における当該割合とを等しくし、5,000平方メートルに当該割合を乗じて得た面積について当該用途ごとに別表(ウ)欄により算定した自転車等駐車場の規模の合計に、合計面積から5,000平方メートルを減じて得た面積に当該割合を乗じて得た面積について当該用途ごとに同欄により算定した自転車等駐車場の規模に2分の1を乗じて得た規模の合計を加えた規模をもって、同欄により算定した自転車等駐車場の規模とする。

(施設を増築する場合の自転車等駐車場の規模)

第7条 次に掲げる増築をしようとする者は、当該増築後の施設(当該施設のうち当該施設の敷地について商業地域等に指定される前又は敷地と接する道路が自転車等放置禁止区域に指定される前に建築された部分(第11条の規定により適用を除外されたものを含む。)を除く。)をすべて新築したとみなして前3条の規定により算定した自転車等駐車場の規模から、現にこの条例の規定により設置されている自転車等駐車場の規模を控除した規模以上の規模を有する自転車等駐車場を設置しなければならない。

(1) 別表(ア)欄の用途に供する施設についての同表(イ)欄の規模となる増築又は当該施設で当該規模のものについての増築

(2) 混合用途施設となる増築又は混合用途施設についての増築で、当該増築後の施設をすべて新築したとみなして用途ごとに別表(ウ)欄により算定した自転車等駐車場の規模の合計が20台以上である場合に係るもの

(その敷地が指定区域の内外にわたる施設に係る自転車等駐車場の設置)

第8条 施設の敷地が指定区域の内外にわたるときは、当該施設のうち指定区域外に存する部分は、これを存しないものとみなす。

(自転車等駐車場の構造及び設備)

第9条 第4条から第7条までの規定により設置される自転車等駐車場の構造及び設備は、利用者の安全が確保され、かつ、自転車等が有効に駐車できるものでなければならない。

(自転車等駐車場の設置の届出)

第10条 第4条から第7条までの規定により自転車等駐車場を設置しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとする場合も同様とする。

- (1) 氏名及び住所（法人にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 施設の用途及び施設面積
- (3) 自転車等駐車場の位置及び規模
- (4) 自転車等駐車場の構造及び設備
- (5) その他規則で定める事項

2 前項の規定による届出に際しては、自転車等駐車場の位置図その他規則で定める書類を添付しなければならない。

(適用の除外)

第11条 この条例の施行後新たに商業地域等に指定されたとき、及び敷地と接する道路が自転車等放置禁止区域に指定されたときは、指定された日から起算して6月以内に施設の新築又は増築の工事に着手した者については、第4条から第7条までの規定は、適用しない。

(自転車等駐車場の管理)

第12条 第4条から第7条までの規定により設置された自転車等駐車場の所有者又は管理者は、当該自転車等駐車場をその目的に適合するように管理しなければならない。

(立入検査)

第13条 市長は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、施設若しくは自転車等駐車場の所有者若しくは管理者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に施設若しくは自転車等駐車場に立ち入り、検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、提示しなければならない。

3 第1項の立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(措置命令)

第14条 市長は、第4条から第7条まで、第9条又は第12条の規定に違反をした者に対して、相当の期間を定めて、自転車等駐車場の設置、原状回復その他当該違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

2 前項の規定による措置の命令は、その命じようとする措置及び理由を記載した措置命令書により行うものとする。

(その他)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第16条 第14条第1項の規定による市長の命令に従わなかった者は、50万円以下の罰金に処する。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第1項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

(2) 第13条第1項の報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の資料の提出をし、又は同項の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業員がその法人又は人の業務又は財産に関し、前条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても前条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成19年10月1日前に施設の新築又は増築の工事に着手した者については、第4条から第7条までの規定は、適用しない。

別表 (第4条―第7条関係)

(ア)	(イ)	(ウ)
施設の用途	施設の規模	自転車等駐車場の規模
小売店舗、物品(映画、音楽等の複製物に限る。)を賃貸する事業所及び飲食店	施設面積が400平方メートルを超えるもの	施設面積20平方メートルごとに1台
銀行その他の金融機関	施設面積が500平方メートルを超えるもの	施設面積25平方メートルごとに1台
遊技場その他これに類する施設	施設面積が300平方メートルを超えるもの	施設面積15平方メートルごとに1台
専修学校その他これに類する施設	施設面積が600平方メートルを超えるもの	施設面積30平方メートルごとに1台

備考 (ウ)欄による算定に当たって1台未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。